

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス基盤構築小委員会 制度検討作業部会（第１０４回）議事要旨

日時：令和７年６月２３日（月）９時００分～１０時００分

場所：別館２Ｆ２３６議室＋オンライン会議

出席者

＜委員＞

大橋座長、秋元委員、松村委員、辻委員、安藤委員、河辺委員、男澤委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、又吉委員

＜オブザーバー＞

今井 敬	電力広域的運営推進機関 企画部長
加藤 英彰	電源開発株式会社 取締役常務執行役員
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
小林 総一	出光興産株式会社 専務執行役員
斎藤 祐樹	株式会社エネット 取締役 経営企画部長
佐々木 邦昭	イーレックス株式会社 小売統括部長
佐藤 英樹	東北電力ネットワーク株式会社 電力システム部技術担当部長
新川 達也	電力・ガス取引監視等委員会事務局長
中谷 竜二	中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長
渡邊 崇範	東京ガス株式会社 エネルギートレーディングカンパニー 電力事業部長

＜関係省庁＞

環境省

議題：

（１）長期脱炭素電源オークションについて

＜連絡先＞

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：０３－３５０１－１７４９（内線４７６１）
〒１００－８９３１ 東京都千代田区霞が関１－３－１

(1) 長期脱炭素電源オークションについて

- 内容について賛同。その上で、P21 の論点②の事後的な費用増加について確認したい。例えば原子力に関し、資料に記載されているようなケースの新設・リプレイス投資に該当する場合、建設期間中に2013年7月施行の新規制基準が改定され、追加的に新たな安全対策投資が必要となって増加金額が発生し、事業者から申請があれば、今回の提案における落札金額の修正の発動対象となるのか。また、今後原子力の新規制基準が改定され、新たな安全対策投資が必要となり、既設原子炉のバックフィット投資が新たに必要になった際にも、長期脱炭素電源オークションへの入札が可能か。
- 事後的な費用増加について、対象が新設・リプレイスに限定されている点が気になっている。法令に基づく規制等への対応に伴い、既設の大型電源にも、新增設並みの事後的かつ他律的な費用増加が生じるケースは過去にも生じており、今後も同様のケースは生じうる。そのため、将来的には何等かの見直しを検討することも一案ではないか。
- セーフティネット的に対応する新たな仕組みについて、賛同したい。詳細スキームの設計においては、資本市場からみた投資インセンティブについても担保される制度となるよう、既存の長期脱炭素電源オークションの仕組みとのバランスや違い、システム改革検証を踏まえた市場再構築の議論なども十分に考慮しつつ、制度利用事業者の視点も考慮して制度設計を進めていただきたい。
- 21 スライドについて、新設リプレイスに限定する必要はないのではないか。原子力の部分に関して、バックフィット等の規制が変化することで投資金額が増大する可能性もあるので、そういった部分も対象とすべきではないか。
- 26 スライドについて。セーフティネット的な仕組みに関して、事業者からのニーズもあり、今の長期脱炭素電源オークションは9割還付であるため、もう少し事業者が創意工夫をして、より脱炭素電源が普及するような仕組みとしてニーズがあることは理解。このコンセプト自体には賛同。イメージ案については、これから議論ということだが、基本的には負担金を平時から支払って、いざというときには制度から支援ということと理解。負担金が大きすぎれば制度の魅力が減少してしまうので、負担とセーフティネットとしての便益が、事業者にとって魅力的なものになるかどうか、制度として機能するように整理する必要がある。
- スライド20・21について。「法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、事業者にとって他律的に発生する費用であり、発電事業者があらかじめ見積もることが困難であった費用」に該当する費用のうち、一定部分は整理の仕方によっては、遡及適用によりコストが増加するようなものも含まれているのではないかと。そういう類のものであれば、長期脱炭素電源オークションに入札しているかどうかにかかわらず、一定のサポートや補償があっても然るべき。遡及適用というと、それだけで猛烈反対されることもあるが、特定の電源に関しては、全額発電事業者が当然に負担するという発想自体も本来正しくないかもしれないということで検討する必要があるのではないかと。一方で、今回提案された制度に乗ったものについては、9割のサポートがあるが、そうでないものについてはサポートがないというのは、制度として歪みを誘発しかねない。つまり、本来ならこの制度に乗らないで事業活動をしていこうとしているものも、こちらの制度に誘導してしまうこととならないか心配。ただ、それを一般的に議論することは困難であることから、とりあえずこれで始めることは合理的。この制度に乗らなくとも補償すべきというものが整理されてくれば、別の手段で対応することを別途考えてもよいの

ではないか。

- 事後的な費用増加への対応の論点②、モラルハザード防止のために、9割支援して、1割が事業者負担となるという提案について、他のルールともコンシステントであり合理的。ただ、1割事業者負担するから、コスト効率的な行動がなされるというインセンティブが与えられるという整理であるはずで、一方で逆方向のもの、例えば他市場収益の9割還付が十分なインセンティブにならないというのは矛盾する。私としては一貫して1割でも一定のインセンティブがあるという整理であったため、合理的であると考えている。
- 一方で、新たな制度に反対しているわけではない。より容量市場に近い発想、容量市場の補完、容量市場を主力として使う制度が出てきている。だから、当然に収益は基本は自分で得られる、という発想は合理的。詳細はこれからだが、長期脱炭素電源オークションでkW 応札するのが良いのか、一定の負担金を平時から支払ってもらうことから、保険料に当たるようなもので、保険料の水準で入札することもあり得る。その際に、保険料の水準が過大なものがでてくるのではなく、ノミナルな負担になる方向を心配している。
- 21 スライドについて。こうした措置がなされること自体は予見性に資するものと理解。発動基準として、「法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、事業者にとって他律的に発生する費用であり、発電事業者があらかじめ見積もることが困難であった費用」と記載されている。例えば環境規制が強化され対策投資が発生する場合や、基準変更に伴い安全対策投資が生じる場合等が考えられるが、現時点の念頭にあるものは何か。また、今回のケースは既設電源にも影響する考え方と思うが、新設・リプレイスに限定されている考え方をご教示いただきたい。今回の措置の目的は、巨額かつ長期間の工事が必要な大規模電源投資における予見性の向上と考えている。その目的が達成される制度となるよう、小売事業者・需要家への負担も考慮の上、検討いただきたい。
- 26 スライドの事業期間中の費用・収入の変動に、セーフティネット的に対応する新たな仕組みについて、賛同するが、本来、各発電事業者が固定費を含めて必要なコストを回収できるような適切な市場取引環境があり、その中である程度の費用収入の変動には、事業者が創意工夫をしながら対応していくことが基本。その上で、発電事業者の想定しえないような費用収入の変動が生じる可能性があり、そういったリスクに対応するために、セーフティネット的な仕組みを整備することで、電源投資の予見性が確保されるというものと理解。ただ、やはり市場取引環境が整備されることが大前提であり、セーフティネットの発動は限定化されることが理想。こうした仕組みの導入に異論はないが、市場取引環境整備を適切に行っていただくことを強くお願いしたい。
- 26 スライドについて。ニーズがあるということでセーフティネット的な仕組みを検討することに異論はない。詳細は今後検討と理解。仮に保険類似の仕組みを検討するのであれば、保険業法との関係について整理が必要。保険業は免許制であることから、仮にそれに該当するような場合には問題が生じる可能性もある点は留意いただきたい。
- 14 スライド以降の落札価格の補正について、いずれも電源投資の予見性確保に寄与すると理解。今後、第3回の入札から適用との方針が示されているが、必要なコストが適切に反映されているか、電源固有の課題解決に資するものとなっているか等、実際の応札状況をみつつ必要に応じて見直しをお願いしたい。
- 26 スライドのセーフティネット的に対応する新たな仕組みに関して。発電事業者が電源投資をする上では制度の選択肢が増加することは好ましいので賛同する。新たな仕組みが電源投資促進に資する仕組みとなるよう、既存の仕組みとの内容の違いやバランスに留意して検討をお

願いたい。

- 落札価格の補正について、電源投資回収の予見性確保という点から検討されていることを理解。小売事業者からすると、容量拠出金の実際の支払額の予見可能性も重要。現状の容量市場の仕組みであれば、前年度の12月に翌年度の容量拠出金の仮請求額通知が小売事業者が届くが、その後のkWシェアの変動等により、実際に小売事業者が負担する確定通知は翌年度6月に通知される。タイムラグにより事業者としては、前年度段階では翌年度の容量拠出金を原価としては正確には把握できない状況下で、翌年度に供給する需要家に対する料金を確定しなければならない現状がある。こういった負担額の予見性の低さがリスクプレミアムという形で需要家の料金に乗ってくる可能性もあることから、その点についても一定配慮したご検討をいただきたい。
- セーフティネットについて、資料に記載の通り、今回はイメージ案の提示ということで、今時点で評価のコメントは難しい。電源投資の選択肢を広げ、創意工夫の余地を作るとは発電事業者として、検討に異論をはさむものではない。電気事業は設備産業であることから、資本市場や信用格付けで相応の評価を維持し続ける必要がある。投資回収の予見性を高めることだけでなく、一定のリスクを取って長期間にわたり巨額の成長投資を疎明できるような事業環境も必要と理解。これらを担保することで我が国電気事業の持続的・安定的な経営が可能となっていく。システム改革の検証報告で、安定的な調達を可能とする中長期取引市場の整備も検討されることと認識しており、様々な市場設計の議論がなされており制度が動いているが、我が国の電気事業をどう描いていくのか、改めて制度全体を鳥瞰して全体の公平性・柔軟性・持続性を意識し、整理検討をしていただきたい。
- 14 スライド論点①について、こういった補正を行うことは事業者の投資予見性の向上につながると理解。また、第3回のオークションにおいて適用され、第4回以降様々な形で評価しつつ、中身を変えていくと思う。水素アンモニアの燃料費のうち製造輸送費の項目について、輸送費の変動等も記載いただけるとありがたい。また、原料代についても天然ガス以外、例えば石炭というものも考えられるので、今後、ご検討をお願いしたい。
- 21 スライド論点②の関係で、新設・リプレースに関して、建設期間中に規制基準の更なる高まりや増額等があった場合、発動基準に該当するかどうかについてご質問いただいた。この場合、法令に基づく規制審査への対応に伴う他律的な費用と考えているため、該当すると考えている。今後もし、原子力の基準が高まり、バックフィットの投資が必要となったらというご質問もいただいた。この点、事後的な費用増加への対応は、最終的には需要家負担にもつながるものであり、例外的・限定的な対応が原則と考えている。本当に必要な範囲としては、原子力に限らず建設期間10年以上、容量30万kW以上の大型電源の新設・リプレース投資と現時点では考えている。ただ、原子力というバックフィット投資等が今後必要になることが生じた際には、蓋然性が高まった段階で、対応の必要性を負担とのバランスの中で改めて議論いただく必要がある。
- 20・21 スライドに関し、遡及適用との関係について、賛成いただいたと理解しているが、長期脱炭素電源オークションで応札していなくとも、こうした発動基準にあたるものについては、今後、脱炭素電源としてのkWを確保していく観点からは必要であるという趣旨だと理解。こうした観点からは長期脱炭素電源オークション以外の制度、他の制度との関係性も考慮に入れながら検討していきたい。
- 価格補正について発電事業者側の投資予見性向上の観点でご理解いただいた上で、小売事業者としての意見をいただいた。長期脱炭素電源オークションに限らず、容量市場全体の話として、

小売事業者向けの予見性の確保というのは、供給力についての予見性をもっていただくことについての工夫が必要と理解。容量市場の落札結果の公表の中でも、広域機関から詳細な資料を示す際には、拠出金の見通しも、実需給年度の金額を想定して計算していただいている。半年の中でタイムラグがあると、最終的にはギャップが生じうるということは理解しつつ、なるべく予見性をもっていただくべく、実務上改善の余地がある場合には積極的に対応を検討したい。

- 14 スライドについて、今後、水素・アンモニアについて、製造や輸送費の変動部分や天然ガス以外の燃料の部分について、ご意見を踏まえ、必要な検討は第4回を見据えて実施していく。
- 26 スライドに関して、本日の時点で多数の意見を頂戴した。今後具体的な議論をしていきたい。市場再構築の視点も踏まえてという意見を頂戴した。中長期の取引市場整備も進んでいく中で持続性・柔軟性を確保していただきたいとの意見があったが、他の制度との関連性を丁寧に見ていく必要がある。別の審議会の状況もしっかり見ながら、抜けもれや過剰支援がないかをみていきたい。
- 一定の負担金という観点では、保険料的な要素があるかとコメントをいただいた。その視点を踏まえながら、今後の市場構築・制度検討を深めていってはどうかとの提案いただいたことから、その視点を踏まえながら具体的な制度への落とし込みを検討していきたい。保険業法との関係もご指摘いただいたが、制度としての確立の際には留意したい。
- 補填は限定的であるべき、脱炭素電源にニーズがあるということを踏まえつつ、負担とインセンティブのバランスも重要、制度として機能することが大事、との意見を頂戴した。この制度に限らず、負担とインセンティブの関係性は大事なので、バランスをみつつ進めたい。具体的な議論を進めていく中で制度に落とし込みたい。
- 21 スライドの念頭にあるものは何かとの質問をいただいた。今後、バックフィット等の対応が新設・リプレースに対してあれば、対象と考えられるし、環境規制等についても法令上強制的に、ある種事業者にとって帰責性がないと認められるものであれば、制度の対象と思われる。
- 第3回入札に向けた制度設計の詳細、第4回以降の投資回収の仕組みの方向性について、ご議論いただいた。第3回入札については、入札要綱等も含めてセットしていく時期であり、事務局は対応を進めていただきたい。新たな制度については、本日ご議論いただいたが、全体の電力システムを俯瞰した上でどうやっていくのかは重要な視点であることから、そういった今後の方向性も踏まえながら今後も議論していくことが重要。